食品衛生法施行規則の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

平成23年8月24日 消費者庁

消費者庁では、本日、食品衛生法施行規則の一部改正について消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

1. 諮問内容

食品衛生法施行規則を一部改正し、生食用食肉の表示基準を追加する。

2. 諮問に至った経緯

本年4月に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による集団食中毒を受けて、現在厚生労働省において、食品衛生法第11条第1項に基づく生食用食肉の規格及び基準の設定を進めている。消費者庁では、これに合わせて食品衛生法第19条第1項に基づく生食用食肉の表示基準を設定することとしたので、諮問を行う。

3. 今後の予定

8月24日の消費者委員会食品表示部会で審議いただくとともに、厚生労働 省への協議を行う。その後、消費者委員会から答申を受けた後、表示基準を改 正する予定。

問合せ先:消費者庁食品表示課

今川、中田

TEL: 03-3507-9221